

平成25年稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 制限除外の農地の移動届出について  
日程 5 民事執行法による農地等の売却に伴う現況照会について  
日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 9 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 10 農地改良協議に対する同意について  
日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

---

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程 10 議案第5号  
日程 11 議案第6号

---

出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君   |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 21番 | 清原寿君   |

6番	松本 文雄 君	22番	加納 昭 君
7番	吉岡 一仁 君	23番	飯塚 恒雄 君
8番	川島 昇 君	24番	飯田 稔 君
9番	小貫 和子 君	25番	濱田 昭一 君
10番	千勝 忠 君	26番	沖野谷 秀雄 君
11番	山崎 健一 君	27番	永長 秀敏 君
12番	坂本 富男 君	28番	澤邊 雅之 君
13番	秋本 精一 君	29番	遠藤 一行 君
14番	篠崎 文夫 君	30番	糸賀 泰夫 君
15番	坂本 一雄 君	31番	山下 恭一 君
16番	古澤 真和 君	32番	高須 一郎 君

---

#### 欠席委員

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川 春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島 伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝行
農業委員会事務局主査	高橋 渉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 6月28日（木） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納 昭会長
- 7月 4日（木） 平成25年度農業委員会県南連絡協議会  
於 取手市 藤代庁舎  
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長
- 7月 5日（金） 平成25年度茨城農業改革推進大会  
於 水戸市 茨城県立県民文化センター  
出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理  
濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員

---

午後 3 時 7 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成 25 年 7 月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は山下委員が、まだ、来ていませんので 31 名です。欠席は 31 番、山下恭一委員 1 名です。よって、農業委員会に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。ただいま山下委員が来ましたので全員出席です。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、6 番、松本文雄委員、7 番、吉岡一仁、両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号 1 番、下根本字上谷原ほか 1 地区、田 7 筆、14、112 平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでご

ざいます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、阿波崎字坂部谷津ほか3地区、田9筆、畑3筆、計12筆、7,200平方メートルでございますが、平成24年10月12日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

受理番号2番、下須田字新屋敷ほか1地区、田4筆、畑1筆、計5筆、8,849平方メートルでございますが、平成24年12月23日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

次のページをお願いいたします。

受理番号3番、江戸崎字荒匂ほか7地区、田7筆、畑6筆、計14筆、19,793平方メートルでございますが、平成25年3月29日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

### 日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

**○農業委員会事務局長（森川春樹君）**

報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番，手賀組新田字高俣，畑1筆，167平方メートルでございますが，申請地に農業用作業施設を建築するため届出があったものです。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものであり，添付すべき必要書類等は，事務局で確認した結果，問題ないものであります。

受理番号2番，沼田字中沼田，田1筆，170平方メートルでございますが，申請地に農作業所を建築するため届出があったものです。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものであり，添付すべき必要書類等は，事務局で確認した結果，問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

**○議長（加納 昭君）** これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

---

**日程 5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について**

**○議長（加納 昭君）** 続きまして，報告第4号，「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

**○農業委員会事務局長（森川春樹君）** 5ページをお開き願います。

報告第4号，「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番，龍ヶ崎税務署より照会があったものでございます。佐原組新田字高丸，田2筆，4，194平方メートルでございますが，さる6月20日，担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果，農地法の「農地」には該当するため，買受適格証明は要する旨報告をいたしました。次に，

受理番号2番，稲敷市長より照会があったものでございます。上根本字別府下ほか10地区，田18筆，畑1筆，計19筆，30，097平方メートルでございますが，さる6月20日及び21日，担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果，農地法の「農地」には該当いたしますので，買受適格証明は要する旨報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いします。

**○議長（加納 昭君）** これもまた，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

---

**日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について**

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）8ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転9件、贈与による所有権移転1件の計10件でございます。

受理番号1番、椎塚字町田、田9筆、計4,028平方メートルについてでございますが、渡人は、8筆の共有名義の持分と1筆を耕作者に贈与するものでございます。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、中山字後畑、田1筆、300平方メートルについてでございますが、渡人は水田での耕作は行っていないため、耕作できる者に売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、沼田字沼田ほか1地区、田4筆、計3,565平方メートルについてでございますが、渡人は相続した農地を耕作できない為、耕作できる者に売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、浮島字赤発毛、畑1筆、195平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

9ページをお開き願います。

受理番号5番、浮島字赤発毛、畑2筆、計921平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号6番、浮島字赤発毛、田1筆、畑1筆、計313平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、浮島字赤発毛、田1筆、218平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているもの

と考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、浮島字越地、田3筆、計322平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号9番、清久島字清久島、田3筆、計2,567平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

10ページをお開き願います。

受理番号10番、清久島字清久島、田17筆、畑3筆、計20筆、計24,307平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により売買するものであります。

調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号10番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いします。受理番号1番について、篠崎惣壽委員より願います。

○2番（篠崎惣壽君）5番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。さる22日にですね、申請人にお会いまして、内容を確認したところこちらで話した通りのことが確認できましたので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について、遠藤委員より報告お願いいたします。

○29番（遠藤一行君）29番遠藤です。受理番号3番について報告いたします。報告書のとおりであり、間違いありませんので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について、村山委員より報告お願いいたします。

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号3番について説明いたします。さる19日に松本委員と申請者本人に会いまして、内容を確認いたしました。本人は、水稻と・・・を作付けしている農業者であります。所有地には休耕地もなく無断転用等もありません。所有の農機具ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、農業用トラックが2台です。農作業従事日数は300日であります。経営面積は620アールです。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり問題なく、許可相当と考えられます。よろしく審議のほどお願いします。以上報告を終わります。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番から10番までを、坂本富男委員より報告お願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号4番から10番についてを報告いたしま

す。さる21日と23日に受人の調査をし、また現地調査をしました。申請の内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有地には休耕地もなく無断転用等もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、刈り取り以後は委託しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は351アールです。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いなく、許可相当と考えられます。よろしく審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）11ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、手賀組新田字高俣、畑1筆、310平方メートルについてでございますが、申請者は進入路及び駐車場用地として利用するものであります。申請者の自宅敷地は道路に接しておらず無道路地である為、進入路を必要としております。自家用車を使用する家族も6人おり、駐車場も不足しております。駐車場敷地については、上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地については、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、寺内字下の原、畑1筆、430平方メートルについてでございますが、



申請者は農家住宅敷地として利用するものであります。農家住宅は木造平屋建て、建築面積133.86平方メートル、上水道は井戸、下水道は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番から2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号1番について、さる23日、加納会長と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いがなく、進入路及び駐車場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君）16番古澤です。受理番号2番について、さる23日、川島委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いがなく、農家住宅として利用するものであります。周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 12ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、下須田字新屋敷、畑1筆、247平方メートルについてでございますが、申請者は建築業を営んでおり、自宅に隣接した農地を売買し、作業所を建築するものがあります。作業所は木造平屋建て1棟、建築面積44.71平方メートル、上下水道はなし、雨水は自然浸透式となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区除外済であり、土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、月出里字天神、畑1筆、300平方メートルについてでございますが、申請者は親の住宅に隣接する親所有の農地の贈与を受け、自己用住宅を建築するものがあります。住宅は木造二階建て、建築面積116.43平方メートル、上水は井戸、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。都市計画法第29条の申請も同時にされております。

受理番号3番、幸田字川入、田1筆、172平方メートルについてでございますが、申請者は駐車場用地として利用するため農地を売買するものがあります。駐車場は採石敷きとし、ボート、キャンピングカー等を駐車するものがあります。現状は既に駐車場として利用しており、始末書が添付されており、今回は追認の申請となります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、浮島字八ツ頭ほか3地区、田13筆、畑31筆、計44筆、計13,982平方メートルについてでございますが、申請者は太陽光発電事業施設用地として利用するため農地を売買するものがあります。太陽光発電事業は平成25年2月28日に経済産業省の認定を受け、東京電力の接続検討は申請中であります。施設用地は全体で40,129.01平方メートル、うち農地が13,982平方メートル、原野2,944平方メートル、山林21,766平方メートル、公衆用道路46平方メートル、交換契約により受取る稲敷市道用地1,391.01平方メートルとなっております。施設については

150ワット出力の太陽光モジュール12,000枚を鋼管杭により設置し、500キロワット、パワーコンディショナー3台を設置します。最大発電出力は1.5メガワット、年間発電量2,250メガワットアワーを計画しております。事業地周囲はネットフェンスで囲い内部は採石敷きとします。施設内は上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と第二種農地が混在すると考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。なお、審査表の転用面積が間違っておりますので、13,982平方メートルに訂正をお願いします

以上で議案第3号、受理番号1番から4番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、蛭原委員より報告をお願いいたします。

○2番（蛭原 一君） 3番蛭原です。受理番号1番について、さる23日、永長委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく建築業の作業所として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号2番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君） 21番清原です。受理番号2番について、さる23日、山崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると思えます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番飯塚です。受理番号3番について、さる23日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号4番について、小貫委員より報告をお願いいたします。

○9番（小貫和子君） 9番小貫です。受理番号4番について、さる22日、宮本委員と桜川地区委員さん全員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、

周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号4番について質問いたします。太陽光発電ですが、かなりの面積を購入するということで資金計画ですが、借入れと自己資金でかなりの金額になると思いますよね、自己資金が多いのか、借入れ資金が多いのかその辺教えてください。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）今回借入金が大部分占めていまして、日本政策金融公庫というところで借入予定ということで、実は日本政策金融公庫ではいくらまで借入れできる証明書の方が出ないということで、電話で直接、事務局が確認して見込みがあると回答をもらっています。以上です。

○4番（村山文雄君）ということは借入ですね。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）ほとんどが借入です。

○4番（村山文雄君）はい、わかりました。

○議長（加納 昭君）はい、その他質疑ありますか。その他何かあります。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。なお、議事参与制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号4番を除いて説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）17ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」でございます。非農地証明

書の交付3件でございます。

受理番号1番、月出里字花指、畑1筆、395平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和54年以頃より宅地への進入路として利用されております。撮影年月日、昭和54年9月5日の空中写真証明書と建築年の記載された居宅の固定資産登載証明書及び始末書が提出されています。

受理番号2番、幸田字六反町、田1筆、416平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和63年以前より駐車場として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されています。

受理番号3番、羽生字宅地添、畑1筆、421平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和59年頃から宅地として利用しており、倉庫が建築されておりました。現在は倉庫のコンクリート基礎部分が残っております。撮影年月日、昭和59年12月13日の空中写真証明書と始末書が提出されています。

以上で受理番号3番までの説明を終わります。

○議長(加納 昭君) はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について清原委員より報告をお願いいたします。

○21番(清原 寿君) 21番清原です。受理番号1番について、さる23日、山崎委員と山下委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅の進入路として利用されており、昭和54年9月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) はい、次に受理番号2番について飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番(飯塚恒雄君) 23番飯塚です。受理番号2番について、さる23日、沖野谷委員、永長委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から駐車場用地として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) はい、次に受理番号3番について、井戸賀吉男委員より報告をお願いいたします。

○17番(井戸賀吉男君) 17番井戸賀です。受理番号3番についてご説明申し上げます。さる22日、秋本委員と糸賀委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から倉庫として利用されており、建物は最近取り壊しましたがコンクリートのべた基礎があり現在でも耕作は不可能な状態であります。昭和59年11月13日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議お願い

申し上げます。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、受理番号4番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に小貫和子委員が該当しますので9番小貫和子委員の退席を求めます。

〔小貫和子委員退室〕

○議長（加納 昭君） それでは、事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）

議案第4号、受理番号4番についてご説明いたします。浮島字西浜、畑2筆、286平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和49年頃から宅地として利用しており、住宅及び倉庫が建築されています。撮影年月日、昭和59年12月13日の空中写真証明書と始末書が提出されています。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号4番を宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番(宮本 昇君) 1番宮本です。受理番号4番について、さる22日、高須委員と糸賀委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から駐車場用地として利用されています。昭和59年11月23日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました。問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」受理番号4番を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。  
審査が終了しましたので、小貫和子委員の入室を許可いたします。

〔小貫和子委員入室〕

---

#### 日程10 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）18ページをお開き願います。

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成25年7月16日受理，高田字御城，田1筆，332平方メートルの内200平方メートルについて田畑転換し，野菜を耕作する為の埋立についてです。市内の山砂販売所より山砂64立方メートル購入し，申請地を30センチメートル埋立てする計画です。既に着工してしまっている為，始末書が提出されております。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい，事務局の説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号，「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。  
本案は，申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。なお，議事参与の制限規定に該当する案件がございますので，受理番号16番及び17番を除いて説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。19ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、1件、11筆、22、122平方メートル、再設定が1件、7筆、10、712平方メートル、合計2件、18筆、32、834平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、四ッ谷字上割、田11筆、22、122平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積251アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号2番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成25年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。



